

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成26年11月18日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

特別職報酬等審議会の答申について	3
手話言語法制定を求める意見書について	7
その他	
(1) 消防設備点検の実施について	8
(2) 日程について	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年11月18日(火) 午前9時59分～午前10時21分
場 所	第2委員会室
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 脇坂 たつや 理事 川原口 宏之 理事 小川 宗次郎 理事 くすやま 美紀
欠席理事	
理事以外の 出席議員	議長 斉藤 常男 副議長 大槻 城一
出席理事者	
事務局職員	事務局長 本橋 正敏 事務局次長 朝比奈 愛郎 議事係長 野澤 雅己 庶務係長 本島 健治 庶務係主査 川原 広 調担当係長 福羅 克巳 議会法務担当係長 杉原 正朗 担当書記 太刀川 修

(午前 9時59分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《特別職報酬等審議会の答申について》

富本理事 まず初めに、特別職報酬等審議会の答申について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。資料1については、区長から届いた報酬審答申の写しである。それに加えて、参考資料もつけているので、ごらんいただければと思う。

まず資料1の答申内容であるが、かいつまんで申すと、最後の結論というところだが、区長及び区議会議員の報酬月額については0.20%、期末手当は0.25月増額することが妥当というものである。改定の実施時期については、答申のあった月から実施することが望ましいということにされている。

もう1点、報酬審の諮問事項であった政務活動費の額については、据え置くことが適当という結論になっている。

加えて最後のページであるが、意見として、議長報酬について、23区で比較すると23位、最低の金額になっているということで、今後引き上げを検討すべき、あるいは政務活動費については、区民目線に立って適切に執行されることを望むという附帯意見がつけられている。

こちらの答申経過を踏まえ、答申どおりに実施した場合の月額、期末手当の報酬額については、参考として、0.20%増額の際の月額の計算した一覧表である。もう1つ、期末手当の金額について、2枚、参考資料という形でつけているので、参照いただければと思う。

本日は、この答申に対してどのような対応をとるかご議論いただければと考えているところである。

今後のスケジュールであるが、もし議員提出議案を出すということになると、26日に再度、理事会、議運でご審議いただいた上で本会議に上程していく必要が出てくる。その際には議運に付託されるということになるかと思うので、災害対策特別委員会が入っている12月2日の午後に議案審査、議決については最終日12月8日、そういったスケジュールになってくるかなというふうに考えているところである。

富本理事 ただいま説明があったが、まず、この答申自体にご質問等ある方、いますか。
——よろしいか。

それでは、とりあえず、これが出たので、各会派でご意見がまとまっているかどうか分からないが、今のところどういうお考えなのか。今後のこともあるので、お伺いしていききたいなというふうに思っている。

まず私どもの会派からちょっと説明する。私どもの会派の考えとしては、私どもの議会の歴史的な経緯としては、基本的に人勧に従ってきている。下げるときもそういう形で下げてきておるといふふうに理解をしている。であるので、今回こういう答申が出たので、それに沿って動くべきかなというふうには考えている。ただ、いろいろな事情がある中で、とはいっても政争の具にもしたくないというようにも思うところがあるので、その辺は、皆様方とも相談をしながら柔軟に対応できればというふうには思っているところである。

川原口理事 うちも基本的には人勧の答申に従って粛々と改定をするべきであるというふうに考えるところだが、例えば23区の中で杉並区だけが何か目立った引き上げを行ったりということが変なふうに喧伝されたりしないように慎重に考えていききたいなという感じである。

富本理事 今、他区の動きということがあったが、事務局のほうでわかっている範囲で何かありますか。

議会事務局次長 23区、簡単に聞いてみたところ、結論を申し上げますと、現在人勧に沿って引き上げで検討しているというところが9区、据え置きというところが7区、まだ引き上げ、据え置きという方向性が出てない、未定というところが6区である。

引き上げの9区内訳だが、月額、期末手当とも増額というのは6区。6区のうち3区については12月から実施、残る3区については1月以降に実施、あるいは実施時期は未定であるというふうなお話である。また、月額のみを増額するというのは1区であり、こちらについては1月から実施するということである。期末のみを増額するというところも2区あり、そのうち1区は12月から適用する、1区については実施時期は未定というような状況である。

富本理事 未定の中には答申がまだ出てないという区もあるのですね。

議会事務局次長 報酬審自身の答申が出てないので、今のところは未定というところもある。

小川理事 今のところはさまざまな意見があり、まだ会派としてはまとまってないことを前提に、私見も含めてお話をさせていただくが、今までの経緯で、杉並区議会は、人勧の流れでその数値にのっとなって、報酬審が出された答申のとおりはずっとやってきたという歴史というか経緯がある。そういったことを鑑みれば、今回の報酬審の答申どおり

にするべきかなと思うが、一部には、先ほど川原口理事から言われたように他区の状況、そしてさまざまな状況を鑑みる必要もあるのかなという意見もある。

今の他区の状況を聞いた中では、「おわりに」の前に区議会議長の報酬についてということが書かれているが、そうすると、報酬についても、例えば23区で杉並区がどういった位置づけなのかということも、この答申を読むと、そういったことも考えられるのかなと。いわゆる議長の報酬が低いということで、では、杉並区の議員の報酬が23区でどういうふうに位置づけられているか、何番目かというのは大体わかる。そういうことを鑑みると、23区の数値と照らし合わせていろいろなところから検討することも必要なのかなというふうに考えている。

今回、その時期とか答申どおりにするか、そして23区も、聞いたところでは何区か報酬審がないところもあるわけですね。そういったところで、杉並区の場合はとりあえず今まで報酬審の答申のとおりに行ってきたという経緯は重要なのかなというところが現在の考え方である。

富本理事 確かに、議長に関して23区で最低なのはどうかという意見が報酬審からあったということは、23区の中での位置づけという部分で、人口規模、財政規模から考えて少し疑問があるという意見が報酬審から出ている。それは翻ってみれば、議員の報酬についても、同じような考え方を報酬審の中でもお持ちなのかなということがあると思うのだが、そういう中で杉並区議会、現状は、資料があるかどうか、わかる範囲で、どのぐらいに位置しているのかというのはどうか。

議会事務局長 報酬等審議会で使われた資料から読むと、まず、議員の給料月額については20番目である。次に期末手当何月分という、あの部分だけを見ると、杉並の議員は8番目となっている。

富本理事 総額的なものは。

議会事務局長 月額も期末手当も入れた年間収入としては、杉並の議員は1,011万で、14番目に今位置しているということが言える。

富本理事 費用弁償がないとか、そういうこともほかにもあると思いますけれども。

くすやま理事 まだ正式に団として打ち合わせていないのだが、この時期、今のこういう情勢のもとで引き上げというのが区民の理解というか、そういうことなどから見てちょっとどうなのかなというのがある。正式なものはきょう出せないのだが、きょうは一応聞いて持ち帰ってということになると思うので、そういう程度しかきょうは申し上げられないのだが。

富本理事 今、理事会のメンバーである4会派から意見が出たが、そういうことであると

ということで、今後、きょうの理事会を受けてまた非交渉会派の方にもこれを説明していくわけである。それで話し合いをしていくということになるが、先ほど申したとおり、日程的な部分では、1つの目安としては、26日に議員提出議案を出すという方向になれば、ある程度早目に動いていかなければいけないということもあるので、きょうから本会議も始まり、全議員もおそろいになるので、それぞれ各会派で意見をまとめていただき、また理事会等々で議論をしていくということになると思うので、よろしく願いをする次第である。

川原口理事 ちょっとスケジュール的なところで。

議会事務局次長 スケジュール的なことは、先ほどかいつまんでお話ししたが、職員のほうも今、団体交渉をしている。今の見込みだと、大体21日ぐらいに団交がまとまるのかなというふうに見ている。そうすると、職員のほうは議案がつくられるのが大体25日ぐらいなのかなと。その先を考えると、文教委員会、総財という付託先になってくるので、その手前には議案上程して付託しなければいけないということになるので、本会議は27日、都市環境委員会を行う日なのだが、この日がリミットとなる。27日本会議ということで起算すると、その前日の26日あたりが理事会、議運という形になってくるので、その際に区長なりの給料の改定議案も出てくるであろうということから、その際に議員提案という形の議員報酬の改定案を出すのであれば、そこに一緒に出すのがいいのかなということを考えると、26日の手前までには何らかの形をとっておかなければいけないというようなスケジュール感になってくるかなというところである。きょうは理事会であるが、少数会派の皆さんにも報酬審の内容をお伝えしたほうがよろしいかと思うので、きょう終わったら、きょうお配りした資料1、答申の写しも非交渉会派のほうに1部ずつ配付させていただければということも考えている。

富本理事 職員側の給与の動きもあるということで、その日程を鑑みると、今のような日程がスケジュール感として出てくるだろうということである。

それをあわせて、私どもは最悪、本会議等々何回も開けばいいのだが、そういうわけにもなかなかいかないであろうから、いろいろ国の動き等もあるので、皆さんお忙しくなってくると思うので、そういう部分では効率的、効果的な議会運営も考えていかなければいけないということで、そのようなスケジュール感でお考えをいただきたいと思う。

それから、私どもの会派としても、いわゆる政争の具というか、余りこういうことでどんぱちというのはどうなのかなという意見もあったので、そういう中で、非交渉会派の意見も鑑みながら事に当たっていかなければならないというふうにも思うので、その辺、事務局のほうから、答申の写しも説明する上で、またスケジュール感等も説明をい

ただき、皆で議論をしていければと思うので、よろしく願います。

それで、とりあえず、そういう中で今持ち帰りということになったが、次回までにある程度各会派の意見をまとめていただきたいと思う。次回の開催は一応、そういうスケジュール感の中で、20日の本会議終了後に1度理事会を設定したいと思うが、よろしいか。――では、20日木曜日の本会議終了後に理事会を設定させていただくので、よろしく願います。

《手話言語法制定を求める意見書》

富本理事 それでは次に、意見書の提出についてである。手話言語法制定を求める意見書についてである。これはいろいろあったが、改めて今般提出させていただければということで、私のほうから説明をさせていただく。

資料2である。朗読する。

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。とりわけ、聴覚障害者にとっては、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、手話の歴史をひも解くと、昭和初期にはろう学校では手話は禁止され、社会においても手話を使うことで差別されてきた時代があり、現代では社会的に認知されつつも、その活用や認識については、未だ十分とは言えないのが実情である。

平成18年（2006年）12月に採択され、我が国において本年1月に批准された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。また、同条約の批准を目指して、平成23年（2011年）8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、同法第22条では、国・地方公共団体に対して「意思疎通支援施策」等を明確に義務付けている。

これを受け杉並区議会は政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚に障害を持った子供が手話を身に付け、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年 月 日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

宛

今、説明をさせていただいたが、何かあるか。よろしいか。——では、これについても、文面等も含めて改めて各会派でご検討いただき、お返事をお持ちいただければと思うので、よろしく願います。

《その他》

(1) 消防設備点検の実施について

富本理事 では、次に行く。その他で、消防設備点検についてである。事務局から説明を願う。

議会事務局次長 消防設備点検についての通知が来ている。消防設備点検は、毎年行う法定点検であるが、11月19日、あすから24日月曜日に行われる予定である。ただ、11月22日土曜日については点検をしないというお話である。11月23、24日の休日、祭日については、非常ベル、非常放送などの点検が入るので、若干やかましい音も入ってくるという内容の点検である。

また、いろいろと煙感知システムとかあるので、その点検に控室に入ることがあろうかと思うが、それぞれご対応いただくようお願いする。資料3に日程等についてまとめているので、よろしく願いたいと思う。

富本理事 これについてはよろしいか。ご注意ください。

(2) 日程について

富本理事 続いて、日程について事務局から説明を願う。

議会事務局次長 今後の日程であるが、今報道でいろいろ言われている、衆議院が解散した場合の総選挙が行われるとすれば、選挙費が新たに必要になってくる。したがって、これも選挙ごとに行われているとおりであるが、会期中ということで、補正予算が追加で

提出されるということになってくる。これについては、選挙の準備等々に中間議決が必要となってくるので、21日までの間に日程が変更となる可能性が大変大きくなってくる。また、期日前投票とかが入ってくると、中棟のエレベーターの運転についてご協力をお願いすることにもなってくるので、今後の日程について、いろいろとご対応いただくことになるということでご了承をお願いしたいと思う。

富本理事 衆議院解散がどうやら濃厚となっているので、そういうことになるが、何かあるか。——よろしいか。

こちらについては、日程が変更となる可能性があるのでよろしく願います。また選挙となったら、今お話ししたようにエレベーターの運転が、期日前投票に関係をしてるので、よろしくご協力ください。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。よろしいか。——よろしければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時21分 閉会)